

小値賀町議会第四回定例会は、平成十五年十二月十八日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十二名

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一
二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

近 黒 立 横 伊 岩 松 末 浦 小 土 加

藤 崎 石 山 藤 坪 永 永 辻 川 山

一 政 隆 弘 忠 義 勇 一 英 隆 重 雅
治

輝 美 教 蔵 之 光 治 朗 明 郎 佳 徳

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	助役	収入役	教育長	総務課長	住民課長	農林課長	水産商工課長	建設課長	税務課長	診療所事務長	空港管理事務所長	教育次長	農業委員会事務局長	保育所長	教育委員長
山田	三浦	神川	巖充	大黒	谷良	中谷	筒井	中村	西村	吉元	平野	西野	福田	松永	増元
道	清	清	也	三	一	功	敏	章	之	信	之	三	等	誠	子

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	松 升
議 会 事 務 局 書 記	永 水
	清 裕
	美 司

五、議 事 日 程

小値賀町議会第四回定例会

平成十五年十二月十八日（木曜日）

午前十時

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（松永勇治議員・岩坪義光議員）
- 第二 会 期 決 定
- 第三 行 政 報 告
- 第四 一 般 質 問
- 第五 議案第六十七号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
- 第六 議案第六十八号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
- 第七 議案第六十九号 平成十五年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）
- 第八 議案第七十四号 工事請負契約の変更について（小値賀漁港漁村コミュニティ基盤整備工事）
- 第九 小値賀町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

午前十時開会

議長（近藤一輝） ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十五年小値賀町議会第四回定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。
諸般の報告は印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、六番・松永勇治議員、七番・岩坪義光議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から十二月十九日までの二日間に行いたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から十二月十九日までの二日間に決定しました。

日程第三、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町長（山田憲道） おはようございます。

本日ここに、平成十五年小値賀町議会第四回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

町 長

開会に当たり、前定例会以降、今日までの町政の重要事項について、ご報告を申し上げたいと存じます。
総務課関係について申し上げます。

外国人研修生が九月十八日から九月二十二日までの五日間、小値賀町の地域資源を把握し、自分たちの国における行政活動に寄与するため、東南アジアを始め、世界十ヶ国から十四名の方が来町されました。地域資源調査のほかに、熟年大学の皆さんや小値賀小学校の児童との微笑ましい交流、町民レクリエーション大会への飛び入り参加など、これらの交流は当町の年中行事には欠かせないものになっております。

次に十月二十五日、二十六日に佐世保鹿子前パールシーリゾートにおいて、『さいかいフェスタ』が盛大に開催されました。この事業は佐世保圏域の町がヒト、モノ、情報の交流促進を目的に開催されたもので、小値賀町からも特産品販売や情報発信を行い、小値賀の物産を目当てに訪れる方もいて小値賀町を大いにPRすることができました。来年から実施が見送られることになっておりますが、来場者のアンケートには是非開催してほしいとの要望が多くありました。

次に総務省の依頼により、離島地域公共ネットワークの調査研究の実験が十一月二十五日から行なわれました。

これは平成十三年度に整備した、小値賀町地域公共ネットワークを活用して、離島と本土間、離島と離島間の衛星実験が「日本で唯一」小値賀町において実施され、東京の小学校と小値賀小学校の児童がテレビ電話を使つての遠隔授業や、納島の住民の健康相談実験、東京消防庁との回線を繋いでの防災情報伝達実験など、今までは考えられない画期的な実験で、いづれも成功裡に終わりました。今後の離島地域における高速ネットワークの整備に寄与するものと考えられます。
住民課関係について申し上げます。

小値賀町の昨年の出生者数は十六名でございまして、年々減少いたしております。

そのような中、今年七月「次世代育成支援対策推進法」が成立し、都道府県、市町村及び労働者数が三百人を超える事業主においては行動計画を策定し、その旨を届け出ることが義務付けられました。これに伴い、小値賀町においても現状の分析、人口の推計、事業目標の設定のためのニーズ調査を行い、市町村行動計画を策定することとなり、そのための経費を計上いたしております。

保健係では、八月に台風のため延期いたしました「しいぼると船」による離島健診を、十月二十九日から三十一日までの三日間実施し、七十二名の方々が受診されました。健診結果につきましては、十二月八日、各離島地区において個別

に事後指導を行いました。「しいぼると船」による離島健診は、老朽化による廃船のため、今年度が最後となります。今後につきましては、離島地区住民の要望にこたえられるよう、上五島保健所にお願ひしていきたいと思ひます。

インフルエンザ予防接種を、十一月五日から十二月十日まで八日間実施しました。昨年、台湾・中国等で流行したSARSの関係で全国的に接種者が多く、ワクチンの供給が心配されましたが、希望どおりのワクチンが確保でき、昨年より五百七十七人も多い、千五百一人の方が予防接種をされております。そのため、ワクチン購入のための追加費用を補正計上いたしております。

SARSの対応については、四月五日終息宣言が出されましたが、この冬再流行が心配されております。SARSが初めての呼吸感染症ということで原因究明に時間が費やされ、県の行動計画も三版まで改正されました。名称も新感染症となり、指定感染症として対策がとられるようになりましたので、本町においても今後患者が出た場合の搬送態勢や医療態勢について上五島保健所の指導の下、関係機関と協議を行い、小値賀町としての行動計画についてマニュアルを作成し、住民に周知をしていきたいと存じております。

議会等からご指摘いただいております葬斎場の雨漏りにつきましても、防水工事費用を計上いたしております。水産商工課関係について申し上げます。

ご承知のとおり、沿岸漁業を取り巻く環境は大変厳しく、中でも水産資源の減少は深刻なものになっております。その減少を少しでも食い止めるために、本町においては、稚魚・稚貝の放流をいたしております。

去る十一月七日、大島南西地先のアワビ稚貝を放流した場所の周辺を、海士連合会役員と共に潜水によりアワビを採取し、放流貝の混獲状況調査を実施いたしました。調査水深二メートルから五メートル、潜水調査人員五名、調査時間五十分、採取固体クローアワビ三十二個、メガイアワビ二個、合計三十四個、内放流貝十個、混獲率二九・四％で、今年の放流貝と思われる二個が含まれておりました。一箇所の調査ではありましたが、稚貝放流の効果が認められましたので、漁協はもちろんのこと、海士連合会等の協力をいただき、引き続きアワビ稚貝放流に努め、効果を確保するために定点調査を続けたいと考えております。

また、藻場造成及び磯根資源の育成場を目的とした、魚場環境保全創造整備事業として、古路島の北側水深六メートルの海域に千四百四十リューベの自然石を投入し、今後、種苗センターにおいて、中間育成のクロメを設置する予定にしております。

ます。

農林課関係について申し上げます。

十二月子牛せり市では、依然として発生しているBSEの影響を心配いたしておりましたが、食の安全・安心の対策として取り組んでいる生産履歴の確立がなされたこともあり、高値を期待していましたが、平均価格でメス三十一万三千五百七十二円、去勢四十二万九百六十九円、総平均三十七万四千二百七十五円で、昨年十二月せり市と比較しますと、四万四千六百二十九円の安値となりました。

営農関係については、永田農法研究所の助言をうけながら、農法の確立を図り、契約栽培の方向で検討討議を行っており、玉葱・甘藷・カボチャ・プリンスメロン・トマト等の実証展示圃をようにしております。

地域水田農業ビジョンにつきましては、地域水田農業推進協議会を十月に設立いたしました。今後、農家地区を廻り、説明・意見の聴取をすることにしております。

土地改良区に委託している堆肥センターにつきましては、九月十九日に攪拌機を稼動し、現在、約四百リユーブのもどし堆肥を製造しております。また、秋作物への八月から十一月の灌漑用水の利用状況については、約三万七千トンの利用があとっております。

林業については、九月の台風十二号による、大島地区防災林他一ヶ所の災害がありました。県営事業として復旧をするようにしております。

担い手公社につきましては、経営構造対策事業で建設する育苗ハウス、研修棟の入札が終了し、三月完成の予定であります。

教育委員会関係について申し上げます。

去る十月一日、教育委員会が開催され、委員長中村藤吾氏の後任に増元洋子さんが、また、委員長職務代理者には横山英示氏が選任されました。なお、新しい教育委員さんの協議の結果、従来、不定期に開催されておりました教育委員会を定例化し、毎月第一週に開催されることとなりました。

次に、七月の長崎での中学生による幼児殺害事件は大きな社会問題となりましたが、長崎県教育委員会の意向を受け、小値賀中学校に「心のサポーター」を設置することになり、中学校とも調整の上、増元委員長に週二日間、中学校に出向いて

いただき、子供たちの相談を受ける体制を整えております。

その他に新しい試みとして、小学校から高校まで発行されるようになった「学校便り」等により、学校の情報を地域へ流して、もっと情報提供をしたいとの考えもあり、今後、各家庭への回覧・配布を検討しております。

九月定例議会以降、委員会関係の主な行事として、「町民レクリエーション大会」、「各学校の運動会・文化祭」、「地区敬老会」、「門田カップ感謝の夕べ」、「町民文化祭」、「IT講習会」、「天体観測会」、「少年の主張発表大会」、「文化講演会」と、沢山の行事が開催されましたが、議員皆様を始め、町民の皆様の多数のご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。また、新年早々ではありますが、一月三日に「成人式」を開催いたしますので、議員皆様方のご出席をお願いいたします。

診療所について申し上げます。

診療所運営につきましては、現在も医師一名体制の状況です。引き続き、上五島病院を中心とした各方面の支援を受けながら、住民への影響を最小限に抑える対応を図っているところでございます。入院患者が上半期では大きく伸び、外来患者も平年並みでありますので、田中所長が大変忙しい状況にあり、一刻も早い医師の補充に全力を尽くして参りたいと思っております。医師確保対策につきましては、このほど、県の離島・へき地医療支援センター制度が設置され、離島の診療所の支援を来年度から行う計画を進めております。当町も本制度への加入を表明いたしました。今後、この制度が実効性に富み、離島の医師確保に繋がるよう、積極的な働きかけをしていきたいと考えております。

また、先日、国立病院長崎医療センターで総合臨床の研修を行っております医師が、当町で三日間、地域医療の研修を行いました。保健から医療の連携が取れた小値賀町で、来年一月から二月までの二ヶ月間地域医療の勉強をしたいとの打診があつており、受入体制の準備を行なっているところでございます。二ヶ月間ではありますが、医師二名体制での対応が可能となる見込みです。

議案関係について申し上げます。

まず、一般会計補正予算であります。今回の補正は、職員の給与改定による人件費、各事業の事業費の変更等に伴う補正、その他急を要する経費について計上いたしております。

今回は一億三百二十七万円を減額補正いたしており、現計予算と合算した本年度の一般会計歳入歳出予算額は、三十六億

五千三百三十万円となり、前年同期の予算に比べ、七千九百三十万円の増加となっております。

なお、特別会計の補正額は、簡易水道会計他三件で、三百八十八万一千円の減額補正でございます。その他の案件につきましても、説明を省略させていただきますので、ご了承賜りたいと存じます。

本定例会には、議案八件の審議案件をご提案いたしております。議案の提案理由及び内容については、それぞれ担当がご説明申し上げます。

なにとぞ慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（近藤一輝） これで行政報告を終わります。

日程第四、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

なお、関連質問は、ご遠慮願います。

六番・松永勇治議員

六番（松永勇治） 先ず、本町のこれまでの「行政改革」の経緯をみますと、昭和五十九年、国の行革大綱において地方公共団体における行政改革の指針となるべき「地方改革」、すなわち、「地方公共団体における行政改革推進の方針」が定められ、これに基づき、「小値賀町行政改革推進委員会設置条例、同条例施行規則」、並びに「推進本部設置要綱」を制定、昭和六十年四月から施行されて以来、昭和六十年九月、行政改革推進委員会の答申を受け、「行政改革大綱」を策定、その後、高齢化社会を迎え、情報化、国際化の進展、生活の質や環境への関心が高まる等、社会情勢の変化に対応し、住民の多様なニーズに即応した簡素で効率的な行政システムを確立するため、行政全般にわたる総点検を行ない、既定の「行政改革大綱」の全分野にわたる見直しを行った「行政改革大綱」を平成八年四月策定、一応の成果をあげてこれらとありますが、地方分権の推進が実施の段階を迎える一方で、国、地方の危機的な財政状況など、行財政環境が極めて厳しいことから、財政構造改革を包含した国の「地方自治新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」に基づきまして、行政改革大綱について再度見直しを行ない、行政改革推進委員会に諮問、答申を受け、平成十三年四月一日、現行の「小値賀町行政改革大綱」が策定してあります。

実施目標を平成十三年四月から概ね五年間と定め、健全な財政運営を行うためには、これまで以上に人件費、物件費、補

助費等の抑制に努め、「最小限度の経費で最大の効果」を挙げるための推進重点事項として、一・事務事業の見直し。二・組織、機構の簡素合理化。三・給与のあり方について。四・定員管理について。五・OA化等、事務改善について。六・民間委託について。七・公共施設の設置運営について。八・その他の行政改革のための重要とされる事項。

以上の八項目を柱に作業を進めていることと私は思っております。

そこで、私は町長に国、地方を取り巻く厳しい行財政環境の中で、少子・高齢化、地方分権、高度情報化、市町村合併など複雑多様化する行政需要に対応しつつ、地域社会の活性化及び住民福祉の増進を図るためには行政がしっかりとした財政基盤と、効率的な行政組織を組み立てる必要があります、それには「行政改革」を住民をはじめ、関係機関の理解と協力の下、推進しなければなりません、まず第一点として取り組もうとする理念、見解を受け賜ります。

次に、間近に新年度予算編成時期を迎え、現状での改善計画及び今後の取り組みについて。
以上、二点についてお尋ねします。

以上、「行政改革の取り組みについて」質問いたしました、答弁により再質問が必要になった場合は、自席よりさせていただきます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 小値賀町行政改革の取り組みについて、第一点目の質問にお答えいたします。

地方分権や国・地方を通じる行財政改革が進められる中、一層の地方行革の推進が求められていることから、本町におきましても行政改革はスクラップ・アンドビルドにより、より効率的で充実した行政を行なうための取り組みであり、既に実施しているものの、徹底した見直しが必要でございます。

こうした考え方に立って次のような取り組みを行ないます。

一番目に、行政システムの検討として、現在の行政システムは小さく独立した自治体への転換を図ろうとした場合において多くの問題を抱えております。横断的な業務の連携や効率的な展開及び人員の効率化を図るうえで課の統廃合、人員削減、職員の意識改革、権限の移譲を見直していきます。

二番目に、住民と行政の協働社会構築として、今まで行政が肥大化する前までは地域の役割がかなり重要視され、積極的な地域活動が行なわれていました。例えば、地域の整備をするため、各種の共同作業や財源確保のための「村役目」等を実

施してきましたが、少子・高齢化、後継者不足の今、その役目は減少しつつあります。しかし、自分たちで出来る部分は自分たちで行なう「自力更生制度」を復活させることにより、「自ら考え、自ら実行」を目標に、地域と行政の役割分担を明確にし、官民協働の道を検討していきます。

三番目に、IT活用によるスリム化については、電子自治体への移行を目指し、業務・組織の再構築や職員の意識改革を進め、経費削減を行いたいと思っております。また、総合行政システムの導入により、職員間の情報の共有を促進することにより、関連情報の一体的な活用を図りたいと思っております。

四番目に、合理化による経費削減については、幼稚園と保育所の統廃合問題も特区制度の導入により可能になりますが、行政のスリム化や住民との協働による業務の民間委託、業務のIT化の推進によるコスト削減にも限界がありますので、行政における各種事業や補助金、負担金の根本的な見直しとともに事業の評価システムの導入を図りたいと思っております。次に二点目の質問にお答えします。

新年度予算編成方法の改革にも取り組み、現行の対前年度比、前々年度比に対する予算編成を取り止め、ゼロ査定方式より事業の費用対効果を求める、実践型事業の積み上げ方式への転換を図りたいと思っております。

事務事業の見直しとして、使用料・手数料等における受益者と負担の公平確保のため、類似団体との均衡を図り、随時、見直しを行ないます。

町税については、適正かつ公正な課税に努めるとともに町民の納税意識の高揚及び収納率の向上に努め、滞納の改善を図り、税収を確保する必要があります。

人件費については、各種委員報酬の見直し、職員の勸奨退職制度の奨励、職員数の削減、特殊勤務手当・退職時の特異・給与表の継ぎ足し等、国の基準と異なる部分の是正を検討しております。

また、物件費については、臨時雇いの削減、旅費、交際費、消耗品費、町有車両の削減、委託料の削減なども随時行ないます。

補助金等については、各種団体への補助金を全面的に見直し、削減を図りたいと思っております。

また、現在の役場の行政機構を住民本位の機構改革にし、地方分権、IT化など、時代の要請に対応できる柔軟な組織、職員の意識を変える活力のある組織、能率的・効率的ですばやい対応のできる組織を実現するために、現在の縦割りの弊害

を廃止し、従来の組織を抜本的に改編を図りたいと考えております。

その他に、住民のニーズの変化に即応した政策形成能力や時代の流れに対応できる創造的能力を有する人材の育成、確保をするため、各種の研修により人材の育成を積極的に推進していきます。

また、町の活性化には若者の定住が重要でありますので、産業の振興、生活環境の整備により、若者の住みよい町づくりを推進するとともに、町づくりの担い手の育成を図り、後継者の育成等の支援にも努力いたします。

以上でございます。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 大変結構な推進改革を掲げられておりまして、一日も早くそれが実現するように祈りたいと思います。

それから再質問ということでございますけれども、これから先、従来のような高度成長とか、税収の大幅な伸びを期待することはもう不可能でございます。財政事情は益々悪化する一方で、行政需要は多様化・複雑化しているのが現状でございます。社会経済情勢の変化に伴いまして実効ある行政を行うためには、行政施策そのものの、今言われたようなですね、改廃も当然必要でございますけれども、同時に、高度経済成長期に拡大した行政の責任分野の見直しや民間活力の活用といったことも揚げられます。

また、今日までの慣例・前例からのものを発想を転換し、「無くす、削減する」見直しは、とても容易ではないと思えますけれども、行財政基盤確立のために一層の町長のご努力をお願いいたしまして私の質問を終わります。

ありがとうございます。

議長（近藤一輝） 答弁ありませんか。

六番（松永勇治） ありません。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休	—
—	憩	—
—	再	—
—	開	—
—	午	—
—	前	—
—	十	—
—	時	—
—	三	—
—	十	—
—	六	—
—	分	—
—	—	—

一番・加山雅徳議員

議長（近藤一輝） 再開します。

一番（加山雅徳） おはようございます。

通告をしております項目について、明快なご答弁を期待して一般質問いたします。

最近、県下の市町村におかれまして合併の是非を問う住民投票があらこちらで行われておりますが、これは住民自治の観点から住民に主権があるということの現われだと思えます。今回、日程二日目において、議員発議で「住民投票条例案」も提出されております。

そこで町長に質問いたします。

住民投票は、小値賀町の将来を決める上で大変重要で避けて通れないことだと思えます。

ひとつ町長提案で、住民投票条例案を提出する気持ちがあるかどうかをお伺いいたします。

次に、国の最近の動向に伴う町の行財政及び情報公開について質問いたします。

国の諮問機関であります、二十七次地方制度調査会の最終答申で、現行の合併特例法が平成十七年三月三十一日で終わり、その後は新しい法律を制定し、知事が市町村合併後の構想を策定すると、また、人口一万人以下の市町村については知事が主導するため、現行法のような財政支援はとらないと、など答申があつておりますが、町長のこれまでの答弁の中で、「やれるところまでやる」というお考えのようですが、財政的に行き詰まった場合、小値賀にとって最悪のシナリオになる確立が高いと思えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、三位一体の改革の件ですが、来年度から三年間でこの国庫補助金ですか、これを四兆円削減し、基幹税を基本に必要額を地方に税源移譲するとしておりますが、今後、町財政に受ける影響はどの位になるのか、また、それに伴う財源不足はどうするのか、お伺いをいたします。

最後に、小値賀町が財政計画を県、また私ども町議会、町民に公開しておりますが、情報公開の内容が不十分であると思われれます。また、基礎的資料も一部しか公開していない状況で真の財政計画とは取れない中身であると思えます。

今までの経過と今後の対応をお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。

再質問は自席から行わせていただきます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 住民投票条例案提出の件についてお答えいたします。

現在、全国の多くの自治体で合併について議論がなされておりますが、ここ現在に至って全国各地の自治体で、また県内においても田平町・川棚町などの例で見られますように、合併の枠組みが崩れたり、法定協を脱退するなどの事例が相次ぎ、新聞等のニュースを飾っております。

議員ご承知のとおり、小値賀町における合併についてのアンケートの結果は、合併しないが合併するより多かつたものの、合併のことがよくわからないとして、一市二町による任協に加入し、七回もの協議を重ねてまいりました。

しかしながら、四月の町長選挙の最大の争点は合併の是非を問うものであり、合併反対のスタンスで当選した私はその民意を尊重し、一貫して合併に反対してきたこと、外海離島のため、合併のメリットが望めないこと、財政シミュレーションの結果、単独でも財政運営ができることと確信できたことなどにより、十月二十八日の任協を最後に脱退いたしました。

合併のための住民投票としては、首長提案によるもの、議員提案によるもの、住民発案によるものがありますが、議員ご質問は、首長提案による住民投票をということでございますが、私は、市町村の合併は、先人の築き上げた歴史・伝統文化等を尊重した上で判断すべきものであると考えており、住民投票を行うことは、いたずらに町政を混乱させ、住民のわだかまりが増すばかりであると考えております。

したがいまして、ただいま申し上げました理由などにより、合併の是非を問う住民投票条例案を自ら提出する気持ちはございません。

国の最近の動向に伴う町の行財政及び情報公開について、第一問についてお答えいたします。
第二十七次地方制度調査会は、今年十一月十三日、「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」をまとめ、小泉首相に提出いたしました。

答申の柱は、合併特例法期限後の平成十七年四月以降も新法を定め、市町村の自主的合併を進めるが、現行の財政優遇措置をやめ、都道府県が合併を主導するよう求めた点、また、知事が市町村の地理的条件なども考慮した上で、人口が「おおむね一万人未満」の小規模市町村などの合併の枠組みを盛り込んだ「合併構想」を策定し、その構想に基づき、合併に関する勧告やあつせんに取り組むことなどを提言しております。

さらに、小規模市町村が合併に際して「地域自治組織」への移行を希望している場合、知事が合併先の市町村に対して自治組織の設置を勧告できるよう提言し、合併協議会設置を勧告した後、当該市町村がその是非を議会に諮るか、住民投票に

かける制度の検討を促しております。

財政的には、平成十七年三月までに議会でも併合を可決して都道府県に申請し、一年以内に実際に合併した市町村に対して財政優遇措置を講じる「経過規定」を適用する市町村を除き、「合併特例債を廃止」ということです。

この第二十七次地方制度調査会の答申と、小値賀町の財政が行き詰まるということは、まったく別問題で、財政的には今後の「三位一体の改革」がどうなるかによって影響が出てくるものと考えております。

第二問についてお答えいたします。

「三位一体の改革」の中で、今後三年間で補助金を四兆円削減し、基幹税を中心に地方に税源移譲すると言われておりますが、いまだにどの補助金をどれだけ削減し、どういう方法で地方に税源移譲するか、はっきりとしておりません。

平成十六年度については、小値賀町に關係する補助金の削減は、保育所の措置費・約一億二千万円程度で、これが税源移譲で約七百万円、五八％程度の増収になると予測されます。その後の二年間の三兆円の削減については、政府がはっきりとした答申を出しておりませんので、どのくらい影響するのか分かりません。

しかし、町議会の全員協議会・各委員会で財政計画を説明しましたとおり、「三位一体の改革」による財源不足は、財政改革により歳出を削減することで対応できると考えております。

第三問についてお答えいたします。

財政計画については、政府の方針がまだはっきりしていない段階で計画を立てているのは、加山議員もよくご承知していただけていると思います。

先ほどからも申し上げましたが、町議会の全員協議会・各委員会で説明し、町民の皆様にも地区説明会を開いて公開しておりますので、十分とまで言いませんが、納得していただけているものと考えております。

今後につきましては、政府の方針に沿って財政計画を変更してまいりたいと考えております。その折には皆様にも説明をいたしますので、それで了承していただきたいと思いますと考えております。

以上です。

議長（近藤一輝） 加山議員

一番（加山雅徳） 最初の住民投票の件ですが、町長におかれましては町長提案でやるつもりはないと、で、前回の選挙が

それが民意だということに聞こえました。それでですね、町長がそういうことであれば、それは明日の議員発議の条例案の分がですね、どういう結果になるか分かりませんが、まあその後、町民がですね、どういうふうな形でどうなるか、そこら辺のときは、またひとつよろしくお願いしときます。

それで、地区説明会の回答の中でですね、町長が言われとる「小さくても肩を寄せ合い」と書いてあったと思います。

こういう小値賀町のこういう狭い島ですね、町で、今の状態であるならば、二分した形ですね、肩を寄せ合っていくのは私は無理だと思います。今後、財政を進める上で、私は是非住民投票をして、その結果で町を一本化するのが町長としての責任ではないかと、まあ議会も責任はありますけど…、

まあ、そこら辺の町長の考えを再度ちよつと聴かせていただければと思います。

次に地方制度調査会の件ですが、ちよつと町長の方が若干、勘違いされるところが私はあると思います。

先ほど、地域自治組織の件ですが、これは皆さんご存知かと思いますが、合併しない市町村でも地域自治組織は出来るわけです。それと同時に合併した市町村でも対応できるわけですね、そこら辺のところがちよつとどう認識されるのか、私もちよつと分からんとところがあるとですけど。

一応念のため、これ言つときます。

合併をしない、まあ小値賀町の場合ですね、市町村、これ先ず財政支援は当然ありません、で、法人格もないと、そいでその既定ちゆうのは色々マイナス面ばかりの地域自治組織ということになっております。

また、合併をした市町村についてはですね、財政支援は当然あります。財政支援ちゆうのは特例法の方ですたいね、で、合併した場合に一定期間法人格を有する特別地方公共団体ということで認めていただくと、そういう最終答申ですね、そういう方向性で行くと、まあ、これはまだ新法が制定されないと判らんことですけど、大体概ねこういう方向で行くだろうというところで、その合併した場合にはですね、基礎自治体として概ね事務処理をすることが出来ると、財源については要するに、仮に佐世保市と合併した場合に移転財源もあると、予算の決定権もあるという、そういう諸々最終答申で載っております。

こういうふうなことをですね、町民に情報を開示して、この前の、地区説明会の回答書にはですね、若干私読んで違うと思つたんですけど…、ここにはがん書いてあつとですけど。

『平成十七年四月以降は新しい法律を制定して「一定期間さらに自主的に合併を促進する」と述べています。その上で「さらに合併できなかった市町村は、地域自治組織となることを都道府県知事が関係市町村の意見を聴き、当該都道府県議会の議決を経て、当該市町村がいずれかの基礎的自治体を形成する地域自治組織となることについて決定し得る仕組みを検討する」と、町民がこれを見た・読んだときですね、その最後にまた黒か字ですね、『合併特例法失効後に合併を希望する市町村があれば、県の関与のもとに合併する道が用意されていることになりました。このことは決して賛同できる考え方ではありませんが、「今合併しないと、後からせざるを得なくなっても合併相手がない」ということにはならないと』、

こういう書き方ばすね、やっぱ町民は今合併しなくても平成十七年三月以降、新法ができて何の町としてのデメリットはないと、いうふうなとり方をすね、今言う、その地方制度調査会の最終答申では、そういうふうな十七年の三月三十一日以降仮に合併しようと思っても今言うこういうふうな特例措置つちいうのはまずないし…、

要するに私が言いたいのですね、こういう町民に情報公開している内容ちゅうのが、あらゆる選択肢があるんだということですね、やっぱり情報公開せんと、町民はこれを見たときにはまだ再来年ですか、十七年の三月三十一日まで、やってその後合併しても別に不利益は、町とすればマイナスちゅうことはならないというふうな解釈をすね、

だから、そこら辺はよく情報公開をしていただいて、町民に…、選択肢はこういう選択肢があるんだということ是非、町長、町民に情報公開してすね、やっぱり町民に選択肢を与えるという、情報を与えるということ是非お願いしときます。

それで、三位一体の改革の件で、今町長が答弁された中で、はっきり国の動向が現在はっきりしてない中で、確かに町長が言われたような国の動向がまだ税源移譲、基幹税ちゅうことで、今保育所関係に税源移譲をすね、それからまた最近の新聞等では所得譲与税ですか、まあそこら辺に税源移譲しながら来年、再来年、十七年度から本格的に税源移譲していくということになれば、どっちに転んでも小値賀町にとってマイナス要因ばかりで、尚且つそれに地方交付税ちゅうのが見直しをされると、で、段階補正、算定基礎そのもの自体から見直しされ、段階補正も見直しされると、そういう当然交付税措置されとった、今までできてきた事業費補正もなくなるであろうということ、町の立てた財政シミュレーションちゅうのは議会でも色々検討した中で、その内容ちゅうのは今言うたようなところも加味しながら財政計画は立てているちゅうのは私どもも勉強会の中で色々検討したわけですが、要するにこの補助金、国庫負担金ですか、国庫補助金負担金の中で、どれ位

税源移譲するのか、その仕方、基幹税っていう方針のようですが、そのやり方によつたら、かなりの小値賀町の打撃ちゅうですか、財政面においての今の財政計画自体が、根本が変わってくるんじゃないかと、変わってくると私は思います。

そういうことで、今財政計画で町長が言われた「大丈夫だ」というご発言でありましたが、この国の動向次第ではかなり内容が変わってくるということになれば、合併せずに単独で財政運営が可能であるという判断はですね、私は時期早々だという感じがしております。だから、そこら辺は町民にですね、この最後に「家計簿」みたいな感じで書いてあったですけど、これは総務の委員会の時に、私もこれは助言したんですけど、それと同時に町民にもう少し、これでも分からんことはなかってですけど、ただ具体的に、一番言う、「ここここはこうだよ」ということは情報公開ですね、具体的に、ただ何パーセントカット、カットじゃなくして、そういうところを是非情報公開をしていただきたいと思えます。

そういうことで、ひとつ答弁の方お願いします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 住民投票条例ということでしたが、これ以上溝は深めたくないというのが本心でございます。そして一応私は佐世保と宇久町の方には付議をしておりますし、まだどちらの方からも返答がなされておりません。その中で議員による住民投票条例案を出すというのはおかしいと、私は思っております。

それから二点目でございますが、少し見解の相違があるようでございまして、私、それは国の方針がですね、いろいろ変わる場合があるとは思いますが、そのときには歳出を削減して四年間ですね、辛抱したら、どうにかしたら後が楽になるんだから単独で行くというふうに前から言ったと思っております。

そういうことで、加山議員さんにもですね、よく町民の方にですね、分からない方がおられましたら、よく説明していたければ私たちも助かります。

以上でございます。

議長（近藤一輝） 加山議員

一番（加山雅徳） 今、町長さんの答弁の中で、住民投票についてはかえって混乱をまねくばかりというご発言でありましたが、やはり私のこれ、今の町の雰囲気ちゅうか感じからしまして、いずれにしてもですね、私は住民投票の結果を出してですね、それに基づいて町としての方向を決めていけば、今のわだかまりちゅうですか、二分したような感じは、私はです

ね、かえってだまーっと冷却期間をおいて行くよりも、スカツとした形でスタートできるんじゃないかなあと、いう気がしてならんわけですね、ただ町長が今言われたように、かえって混乱をまねくって言われたですけど、かえってせん方が混乱をまねくって私は感じます。

で、昨日やっただですか、ある議員さんから、「選択肢はいろいろあるよ」というお話もありました。

しかしやはり、結論としてやっぱひとつその溝は開くという考え方と、溝が縮まるという考え方もあると思うってすね、やればすね、だからそこに、今度出す住民投票条例案の中に、それは色んな条文入れて町民に理解していただいてやれば、私は溝は広がらんで縮まる方向に行くんじゃないかと思えます。

どうかひとつ前向きな検討を町長にお願いしときたいと思えます。

それで今の二点目の、町の財政についてですが、辛抱してやっ行ってけば三年間、四年間か、やっ行ってけるというご答弁やっただと思えますが、それは限度があると思うってすね、いくら辛抱って言うても…、

どこまでどうするのか、まあ財政計画で補助金を七割にするとか、色んな財政計画の諸々をパーセンテージで書いてあつたんですけど、実際どこがどこまでどうするのか、そういうさつき冒頭言うたとおり、基礎的な資料も出てない、或いは事業費関係は十八年度まではこうする、十八年度以降からこうするという、そういうところはある程度出ておりました。

しかし個別に補助金とか諸々、そういうことにつきましては、パーセンテージだけで具体的には出てないと、いうところがやっぱ私はそこをどいだけ辛抱してどいだけ町民がそれについて行けるのか、そこら辺のところはですね、町民も分からんだろうし、どうするのかと、そこら辺は是非情報公開含めて、条例にもそういうふうな情報公開条例ちゅうのも先輩議員さんあたりが作ってこられたんでしようから、そこら辺は是非具体的にやっって、どこまでどうして、どういう方法で辛抱して行くのか、どこら辺を削るのか、そこら辺は是非情報開示していただきたいと思えます。

以上で私の質問は終わりますが、答弁次第では再度答弁をお願いするかも知れませんが、その時はよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 合併、合併と、いろいろと言ってるわけですが、どこと合併するのかちよつと今解からない状

態で、まあ多分佐世保だろうとは思いますが。

私、以前、財政計画を立ててほしいということ、合併しない場合は…、

その折に、佐世保と合併した場合には果してどういうメリットがあるのか、どういう財政になるのか逆に教えてほしいというふうな逆に言ったわけですが、そういうのが出てですね、お互いが比較したら、どっちがいいのかというのは判ると思わうんですね、私はもちろん合併反対ということをやっておりますから、どういうふうな佐世保の方から補助金がくるのか、どういふものかというのとはちよつと、私の範囲内では解かっていますが、今、加山議員のおっしゃるようにならう、どういふところがまだ私と違うのかですね、そういうところが全然判らないわけでございます。

ですから、合併した場合にはどういふ利点があつて、これについてはまだこういうのがありますよと、そういうのをですね、公開してもらえれば、それを対比して私も検討はしたいと思つております。

以上です。

一番（加山雅徳） 議 長

議長（近藤一輝） 質問回数が三回になってますが…。

一番（加山雅徳） 私の質問にちよつと答えが足らんとお思いますけど…。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休 憩	午 前	十 二 時	十 分	—
—	再 開	午 前	十 二 時	二 十 五 分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

町長（山田憲道） 先ほど、最初の答弁の中で、訂正をよろしくお願ひしたいと思います。

小値賀町に關係する補助金の削減は、保育所の措置費、約一千二百万円程度が本当でございましたが、一億二千万というふうに言ったそうでございますので、訂正をよろしくお願ひしたいと思います。

議長（近藤一輝） 十一番・黒崎政美議員

一番（加山雅徳） 議 長

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

議長（近藤一輝） 再開します。

—	休憩	午前	十一時	二十七分	—
—	再開	午前	十一時	二十八分	—

町長（山田憲道） すみません。先ほどの（質問に）答弁もれがあったということで、答弁させていただきます。

町民への情報公開というのは、もちろん今後とも積極的に行いたいと思っております。それから今、国の方針がまだ決まっておりますけれども、決定次第、そういうふうの説明をですね、文書などで徹底して、したいと思っております。

議長（近藤一輝） 十一番・黒崎政美議員

十一番（黒崎政美） 私は、廃棄物処理と町財政の将来と、食育に対する今後の取り組みについて質問いたします。

廃棄物処理と町財政の将来から質問いたします。

地球環境の悪化を防止する国際会議以来、世界的な高まりを見せておることは周知の事実であります。最もアメリカが離脱し、ロシアが批准するかしないかまだ迷っているところではありますが、現実の問題として我々の日常生活に重大な影響を及ぼし、更には、合併を望まない町長には財政的に頭の痛い問題の一つであろうと理解しているところであります。

つい最近まで、各離島地区においては、それぞれが指定されたゴミ捨て場があり、燃えるゴミは燃やし、その他の物は腐食させ自然に還していたのが離島の今日までの姿でありました。

しかしながら、規制が厳しくなった今日、厄介なのが燃えるゴミの処分であります。廃棄物の大半はこの燃えるゴミです。生活用品から建設資材は殆んど化学製品、或いは化学物質が含まれております。離島で生活する者にとって、将来を左右する大問題であります。それぞれの離島に完全な処理施設を望むことは不可能であり、完備された処理施設、本島の所へ搬出が強制されることとなります。現在でも一部そういうことがなされております。もし、そのような事態になった時、果して今までの生活が維持できるのかどうか…。

また本島においても廃棄物の処理が町独自の施設で不完全とされ、町外に搬出となった時、町としてどのような対応を執るべきか、町長のご所見をお伺いしたいと思います。今までに処分することのなかったFRP漁船等、増大するであろう化学製品、化学物質の粗大ゴミを含め、お願いいたします。

現在あります、ダイオキシン対策として建設された焼却炉は、平成四年建設され稼動いたしておりますが、僅か八年で改修を余儀なくされた経緯があります。多額の資金を費やしました。建設に四億四千万かかっております。それで、その改修工事に約二億、一億五千万は補助金外で単独事業でありました。それから三年、今は燃焼より溶融がダイオキシンを発生しにくいと言われております。仮に溶融の施設を建設せよとの指導があった時、どうなさるおつもりなのか。

巷では地方の時代が叫ばれ、中央では三位一体の政策が言われておりますが、政策を推し進めることによって、離島に住む人々にとつては住みにくくなるのではないかと心配しているところでもあります。今でも一部離島には集団離島云々ということが噂されているところでもあります。

人の流れが都会へ都会へと加速し、本町の離島の無人島化を促すことで、地方の時代を期することができるとか、危惧しているところでもあります。

今、私が最も気にし、心配して、まあ希望もありますけども、同じ境遇にある全国の離島町村の姿であり、その声であります。幸いにして離島振興法が延長され、企画・立案等は住民意思に基づくものと定義され、従来とは異なる内容となっております。我々には喜ばしいことでもあります。

しかしながら、その活用法を知らなければ、「絵に描いた餅」、「宝の持ち腐れ」でもあります。

離島振興の恩師、故宮本常一氏は、生前こう言われました。「離島振興法が出来たから離島がよくなるのではない。そこに住む人々が何かをやるうとしたときに役に立つものだ。」と。全国の離島民が、特に我々議員、町長が最も耳を傾けるべき言葉だと思っております。

そこで、全国の離島、特に全国の一島一町村と連携し、離島における廃棄物の処理は国・県が行うべく強力に小値賀町長主導でその行動を起こす考えはないか、この点についても町長のご所見を伺いたいと思います。

また、逆に特定の処理施設を必要とせず、誰でもどこでも用意に処理できることも検討する必要があるのではないかと、要するに人畜を始め、地球環境に有害となる物の規制を厳しくすることでもあります。焼却しても有害物の発生はなく、廃棄しても残留毒物が全くなければ、この問題は解決するはずであります。

国・県は、これらの製品の研究開発にも積極的に取り組む、また民間企業の研究開発に支援することを強力に行うならば、今日のような事態にはならないのではないか、この点についても全国の離島協議会に近々参加するであろう町長の考え方を

お願いしたいと思えます。働きかけをですね…。

次に、食育に対する今後の取り組みについて質問いたします。

我が国の経済発展に伴い、ライフスタイルや価値観が多様化する中で、国民の食生活の欧風化が進み、食料の消費構造が大きく変化してきました。所得の向上を背景として、肉類等の畜産物や油脂類の消費が大幅に増加する一方で、米等の穀類の消費が大幅に低下し、昭和三十七年、国民一人当りの米の消費量が約百二十キロあったのが、平成十四年には六十三キロになったそうであります。また野菜の消費も若干ではあります。消費が減少しております。

このような中、昭和五十年代には米、野菜、魚、大豆を中心とした伝統的な食生活のパターンに肉類、牛乳、乳製品、果物等が加わって多様性があり、かつ栄養素等のバランスが取れ、健康的で豊かな我が国独自の「日本型食生活」が形成されてきました。これが世界一の長寿国だと、その原因だと言う学者もおります。摂取割合が適正水準を超えて推移し、近年、油類ですね、栄養のバランスが崩れてきて、糖尿病・高血圧・心臓病等の生活習慣病が増加し、また若年齢化が進行していると聞いております。小学生にも見られると聞き及んでおります。

更に「食」の簡便化志向が高まり、外部化、サービス化が進む中で、家庭生活において「食」に関するコミュニケーションが不足して望ましい食習慣を身につける機会が減少していること等により、食品やその安全性に関する基本的な知識及び「食」について考える習慣を持たず、自らの健康を守れないと懸念される者が若者を中心に増えてきていると言われております。

このような中で、農林水産大臣、厚生労働大臣の私的諮問機関である「BSE問題に関する検討委員会」が平成十四年四月に取りまとめられた報告において、食育の必要性が提起され、農林水産省では、同月に作成した『「食」と「農」の再生プラン』において、食育を重要施策として位置付けたところであります。当町の予算関係でも昨年度から出てきております。

「食」は生活の基本であり、欠食は栄養バランスの偏りや体内リズムを崩すことにつながると言われています。弧食は家族間での「食」に関するコミュニケーションの機会が減らされております。数年前から子供達が「キレル」といった問題、そのような行動や非行等は不規則な食事、食生活の乱れと関係があるとの指摘もあります。

また、子供の頃は基本的な生活習慣を身につける時期であり、味覚を形成する重要な時期と言われています。野菜、果物、干物等、歯ごたえの食材のウエイトが減り、子供でも柔らかい調理済みの食品を多く食べるようになってきているため、咀嚼機

能の低下、幼児の頃から刺激の強い、濃い味付けに慣れされることによる塩分摂取過多や味覚障害が懸念されております。最近では、調理済み食品の普及や外食の増加とともに、家庭で素材から調理する時間が減り、子供達が食材に触れる機会が減少しておりますが、「見た目の良さ」を追求する消費者ニーズや効率を追求する流通、加工等の業務ニーズが大きい中で、F1品種を中心とした種子ビジネスの展開により、一部の野菜では多様な在来品種が淘汰され、特定の品種への集中が進み、伝統的な食文化や地域固有の多様な食材が減少していると言われております。

以上、食育が必要とされる背景、「食」をめぐる情勢の変化を述べましたが、町長及び教育委員長は、「食」についてどのように認識され、今後どのような方針で望まれるのか、お伺いいたします。できるだけ再質問のないようご答弁をお願いいたします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 廃棄物処理と町財政の将来ということで、お答えしたいと思います。

近年のライフスタイルは、ゴミ排出量の増大や質の多様化をもたらし、市町村における適正処理の必要性が増大する一方、ゴミ焼却に伴うダイオキシン類の発生防止など、廃棄物処理を取りまく環境は厳しい状況となっております。

当町におきましては、平成十年四月よりビン・カンの分別収集をスタートさせ、平成十二年には廃油・廃バッテリー、平成十三年には廃家電リサイクル・廃ビニール・廃乾電池・廃タイヤ、平成十四年にはペットボトル・白色トレイ・発泡スチロール・段ボールの分別収集を実施しているところです。

以上のようなことで、島外へ搬出される品目が増えて来ており、そのために町の負担も年々増加しているのが現状でございます。

また、離島におきましても、大島・納島・六島地区に平成十二年度から不燃物の収集を実施し、現在にいたっております。将来の小値賀町の搬出は今後増える予想され、町の財政への負担が増すことから、関係各位の知恵をかりながら、また町民のゴミの減量化及び分別収集へのご協力をいただき、少しでもゴミ収集料金が値上げにつながらないよう、努力したいと思っております。

いずれにしても、環境問題はいまや国際的な問題であり、行政と住民が一体となって真剣に取り組まなければならないと考えております。

なお、島外搬出については、毎年一千万円を超えるようになっており、幸い十二月二十日、二十一日に東京で離島町村会が開催され、その折には是非補助金ができますよう、国に働きかけをしたいと思っております。

食育に対する今後の取り組みについて、
農林水産省関係の食育については、「BSE問題に関する調査検討委員会」が平成十四年四月にとりまとめた報告において「食育」の必要性が提起され、その後、『「食」と「農」の再生プラン』において「食育」を重要施策として位置づけております。

食育とは、「食」に関する情報を正しく理解し、健康で安全・安心な食生活の実践を図るために、食生活指針の実践に加え、家庭や学校教育をはじめとする地域社会等の様々な場面において、望ましい食習慣の実現や食の安全、地域の食文化について情報の交流や体験の場を提供するとともに、子供の頃から食の安全、食の選び方や組合せ方を教え、食について関心を持ち、自ら考える習慣を身に付けさせるための取り組みと認識いたしております。

食生活指針については、平成十二年三月に当時の文部省、厚生省及び農林水産省が共同して食生活指針を策定し、推進について閣議決定され、健康ニッポン21運動等、各省庁の取り組みと連携して食生活指針の普及・啓発活動に取り組んでおります。

このようなことを踏まえ、当町においては、住民課においては二十九名の食生活改善推進員による組織「まつば会」において、高齢者食生活改善事業による弁当の配布、中学校での郷土料理教室、糖尿病予防教室の開催等、食生活の改善普及にあたっております。

農林課においては、平成十年度から小学校五年生を対象として、田植えから稲刈りまでの稲作の体験学習や、収穫した食材を使つての食農教育の実施、遊休地を活用した町民農園を四戸の方で実施いたしております。

平成十三年七月には、地産地消の観点から「あい菜市」が発足いたしております、新鮮な農産物の提供だけでなく、「食」と「農」への理解の場や地域の情報の発信や交流等、ふれあいの場にもなっております。

青年組織においては、4Hクラブにおいて、毎年、保育園児との芋掘り交流をいたしております。

今後は、地元農水産物の食材を活用した、地場産給食の推進や、地元の農水産生産者との交流をすることによって、「食」の大切さや、地元の産業を学ぶなどの施策を関係機関と連携して取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議長（近藤一輝） 教育委員長

教育委員長（増元洋子） 黒崎議員のご質問にお答えいたします。

ただ今、山田町長より答弁されました、食育に関する認識につきましては、私も同様に承知しております。

「教育の原点は人づくり、人づくりの原点は食である」と言われており、「食」から学ぶ「膳」「食物の大切さ」等、多くのものがあります。

学校給食を実施している斑小学校では栄養士による摂取カロリー、栄養バランス等考慮して調理、また家庭における食事については保護者との会合での説明や、「お便り」の中での啓蒙を実施しております。

また、小値賀小学校では特別活動及び総合学習等の機会をとらえ、食育に関する文献や、文部科学省作成の資料等を活用し対応。中学校では保健体育の授業に取り入れております。保護者へは、「保健だより」で周知しております。

教育委員会としても、「知育」「徳育」「体育」のみならず、「食育」についても重要な教育課題として認識しており、今後は学校、保護者、地域、行政等関係機関と協議して、この課題に対応して参りたいと考えております。

以上でございます。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） 食育に関する認識は、私の答弁予想とほとんど同じです。

まあ学校の先生だったら恐らく百点あげるんじゃないかと、というような見事な答弁でありました。ところで町長、並びに教育委員長に質問いたします。

農林課において、平成十年から小値賀小学校生を対象として稲作の体験学習をしたと、出来た、収穫されたお米を食べさせた、これは確かに昨年度まではやっておりました。今年はそれがありません。今度の予算書から消えております。

これはどういうことなのか。他所の小学校ではニワトリを捌いて、ここにレバーがあり、ここがも肉だよと、ここがササ肉だよと、そういうような実際の仕事を父兄も何も含めてやっております。

それでその他に、これは東京の築地の本願寺の料理長の言った言葉ですが、「日本人は得体の分からん品もんば食わせられよる。」、どういうことかと…、外国からの輸入品の牛肉、牛肉の百グラムに二トンの水を使ってる、九十何パーセント

が輸入もんだという大豆が一粒に一リットルの水を要する、日本の国ならまだ解かります、どういう環境でけた水、どうい汚染された地下水を通って作物だとか、牛肉だとか、大変な品もんば我々は食わせられとる、そういう学習を身にもつてやれるのは、そして身につくのは小学校じゃないかと、或いは中学校じゃないかと…、

私はつい二・三日前ですか、一般質問をした後に、「食」についての指導要録がないのかと、教育委員会に行きましたけれども見つかりませんでした。ここにインターネットで何とか手に入りましたけれども、これは新聞に報道された品物です。新聞、その他マスコミで。そして教育委員会にも届いておるはずです。指導要録ちゅうのは学校には行きませんが、どこに行ってますか、付属学校がある国立の大学、都道府県の教育委員会、市町村の教育委員会、そして更に届の知事、それと国立の、どういう訳か久里浜養護学校、ここだけしけ行ってません。最初に来るのは教育委員会です。

ところで、また先ほどの話に戻ります。何故、今年やらなかったのか、今、行政はそれぞれ連絡とらなければならん、報告・連絡・相談、これが一体となつて初めて「食」に関する教育も、全てがそうじゃないですか、何故、そういう連絡網をとらなかつたのか、先ず、そのことをお願いします。双方にお願いします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） どうも申し訳ございません。

縦割り行政の悪いところではあるかとは思いますが、聞くところによりますと、小学校の都合で取り止めになったとしか今聞いておりません。

ただ、今後とも教育委員会、それから農林課、それからPTAなどよく連絡を取り合つて、横の連絡を一生懸命とつて実施をしたいと思っております。

議長（近藤一輝） 教育委員長

教育委員長（増元洋子） 今の件ですけれども、私は詳しいことは知りませんので、その件は教育長または教育次長がよく解かっていると思しますので、答弁させます。

よろしいでしょうか。

議長（近藤一輝） 教 育 長

教育長（巖 充也） ただ今の件でご説明します。

先日、学校の方へ問い合わせをしました。

理由とすれば、今年は代わりの授業、世知原の自然の学校へ宿泊の授業とか、その他の代わりのことで対応したということとで、今回、農業の授業を取り入れなかったと、いうふうに学校から聞いております。

ただ、先ほど町長が答弁したように、この問題についてはですね、もう少し学校の方と我々行政、これは教育委員会、若しくは町長部局、それから先ほど委員長が答弁しました保護者とか、いろんな関係のところとですね、協議して、やはり重要な課題というふうに考えております。学校の方にもその旨は話しておりますので、今後は前向きに捉えて対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） 前向きに取り組んでいただくということですが、今、食育が叫ばれているときにね、どうしてもやらなかったのか、それは今年度初めてやろうという話なら解かりますよ、平成十年度からずうっとやってきた、四年間、私の当初予算の記憶では、県の補助金が二十万円ついとります。一般会計から確か十一万だったと思いますよ、それが今年には要りませんと、今度の補正でそれを認めてくれよと、いうふうに今度の一般会計の補正予算に載っているようですが、県にどのように説明するのかですね、だからもつと余計もらわんばいかんやつを、だから九州農政局辺りの学校に関する資料ちゅうのはですね、結構このくらいなことです。だから、指導要録なんて学校関係、この中のこのくらいあつとですよ、それほど食べ物は大切なんだと、日本人の平均寿命が世界一になった、これは五十年代の食の影響だと、指摘する学者が一人じゃなし二人じゃなかってす、だからもうちよつと真面目にですね、だからうちは止めた、世知原に行くんだと、それはそれでプラスアルファでいいじゃないですか、だから年間予算を町が取ってやったやつ、それは消費してもらおう、更にこのくらいでは足らんよと、もうちよつと金くれんかと、いうようなことがあってもいいんじゃないかと…、

今、小値賀町でどういふことが行われているかと言いますとね、肥満児の子供さんがおるから父兄を呼んだと、そいでお互いに勉強しましょうやと、どうしたらよくなるかなと、小値賀町の話ですよ、そしたら、その父兄が、学校から呼ばれた、そういう認識なんですよ、そういうことがないように父兄とか学校とか、行政あたりも一生懸命連絡取り合つて、学校ではできません、教育委員会でもできません、行政だけではできません、みんなが協力してやらなければ大変なことになります。

だから自分のところの食料ちゅうのは自分達で調達しようじゃないかと、それでそれを消費しようじゃないかと、これが農業・漁業の発展にもつながるとですよ、そういう考え方をしっかりとやっていただきたいと、だから属に言う「ホウレンソウ」って言うんですけどね、報告・連絡・相談・これは密にやっていただきたい。

だから、もう一回お願いします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） ご指摘のとおり、今後、保護者、それから小・中学校、それから教育委員会、それから役場というふう

に、よく連絡をとりながら前向きに、そしてまだまだ他の芋掘り、いろいろあるかと思えますので、頑張りたいと思います。

議長（近藤一輝） これで一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

—	休憩	午後	零時	五分	—
—	再開	午後	一時	十六分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

日程第五、議案第六十七号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝） 本件について提案理由の説明を求めます。

水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏） 議案六十七号についてご説明申し上げます。

小値賀漁港の漁港施設用地として県営事業で公有水面の埋立を行い完成し、竣工認可を受けましたので、地方自治法第九条の五第一項、並びに第二百六十条第一項の規定により、提案するものであります。

予め着色した平面図を配布いたしておりますので、ご覧下さい。

施設用地の内訳を申し上げますと、一工区の漁港施設用地一、一四〇・〇九平方メートル、二工区の漁港施設用地一八、六二九・七三平方メートル及び漁村再開発施設用地一、八七〇・九九平方メートル、合計二一、六四〇・八一平方メートル

が新たに生じた土地であります。

この土地を笛吹郷字新地にそれぞれ編入して区域の変更をしようとするものでございます。位置については、ご承知とは存じますが、小西旅館前でございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六十七号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六十七号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第六十八号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(近藤一輝) 本件について提案理由の説明を求めます。

水産商工課長

水産商工課長(筒井英敏) 議案六十八号について、ご説明申し上げます。

小値賀漁港の海岸環境整備施設用地として、県営事業で公有水面の埋立を行い完成し、竣工認可を受けましたので、地方自治法第九条の五第一項、並びに第二百六十条第一項の規定により、提案するものであります。

予め着色した平面図を配布いたしておりますので、ご覧下さい。

施設用地を申し上げますと、一工区七、五四七・六〇平方メートル、二工区八、三九八・八四平方メートル、合計一五、九四六・四四平方メートルで、内訳は、海岸敷四、五一九・三八平方メートル、修景施設用敷五、七九五・一七平方メートル、駐車場等敷五、六三一・八九平方メートル、以上が新たに生じた土地であります。

この土地を中村郷字天神崎にそれぞれ編入して区域の変更をしようとするものでございます。位置については、ご承知と存じますが、総合体育館入口から船瀬の牛の塔の県道に面した所でございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六十八号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六十八号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第六十九号、平成十五年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝） 本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（大黒泰三） 議案第六十九号、平成十五年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）の提案理由をご説明いたします。

この度の予算補正は、歳入では、町税の町民税と固定資産税の増額補正、民生費関係で保育児童措置費の支弁総額の変更による国庫支出金の増額補正、県支出金で、民生費の補助対象外による減額補正、農林水産業関係で事業内容の変更による減額補正、また基金繰入金の繰り戻しによる減額補正、漁港事業の町債の減額補正が主なものでございます。

歳出では、人事院勧告による給与改定に伴う減額補正、また各事業の国・県の補助採択の変更による減額補正、入札や事業内容の変更による減額補正が主な内容でございます。

既定の第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、歳入歳出それぞれ一億三百二十七万円を減額し、補正後の総額を三十六億五千三百三十万円にするものでございます。

第三条「地方債の補正」は、各事業の事業内容の変更と、入札執行による起債の限度額の変更でございます。

それでは、補正予算事項別明細書の九頁より、補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、一款・町税、一項・町民税で二十八万七千円の増額、二項・固定資産税で二百八十一万九千円の減額でございます。

十款・使用料及び手数料、一項・使用料で三十一万八千円は保育料の増額になっております。二項・手数料で二十四万五千円の減額でございます。

十一款・国庫支出金、一項・国庫負担金で二百九万一千円は、保育児童措置費の支弁予定額の増額と、母子保健衛生費の基準額の変更による減額でございます。

十二款・県支出金、一項・県負担金で百三万円の増額、二項・県補助金で五千八百八十万円の減額は、二目・民生費県補助金の在宅福祉事業で、補助対象外による減額、三目・衛生費県補助金の減額は、離島医師確保補助金で診療所医師の一人減によるものでございます。四目・農林水産業費県補助金の主な減額は、畜産振興総合対策事業で、県割り当て頭数の減、経営構造対策事業及び漁港施設整備に係る事業の変更によるものでございます。五目・商工費県補助金で、廃止路線代替バス補助金を計上しております。三項・委託金で百二十三万円の増額は、一目・総務費委託金で、新規調査の追加計上と、交付決定による調査委託金の増額、小値賀空港管理業務委託金の確定による増額、四目・農林水産業費委託金については、事業の確定による増額、六目・土木費委託金は、県道維持管理委託金の減額と、用地取得事務委託金の新規計上です。

十五款、一項・基金繰入金二千七百万円の減額は、今後の財政状況を勘案し、振興基金へ繰り戻すものでございます。

十七款・諸収入、四項・雑入で六十万円の増額は、健康診査・インフルエンザ予防接種の受診者の増加によるものです。

十八款、一項・町債で二千五百六十万円の減額は、事業内容の変更と入札執行による起債の変更でございます。

次に歳出を説明いたします。

一款、一項・議会費百十万六千円の減額は、二節・給料、三節・職員手当等、四節・共済費の補正で、給与改定に伴う人件費でございまして、以下、総務費から各項においても同様に給与改定に伴う人件費がでてきますので、説明を省略させていただきます。

二款・総務費、一項・総務管理費で百六十六万一千円を減額、一目・一般管理費では、イントラネット関係の消耗品費と

プリンターの修繕料、電柱移転による使用料でございます。交通災害見舞金につきましては、去る一月二十四日、バイクによる交通事故が発生しております。場所は浜津漁港海岸線で、水たき通行時に対向車両をよけるため、U字溝に転落し、脊髄損傷のため一ヶ月位入院し、その後、約四ヶ月ほどリハビリをしております。事故当日、県道は工事中であり、県が指定をしていない迂回路の表示があったとのこと、また、今まであった側溝の蓋がその時は無かったとして、町の責任を問われており、本人の医療費、慰謝料を考慮して事故の示談金を計上しております。四目・財産管理費の小値賀港ターミナルビル敷地借上料は、前年度の実績で計上しておりましたが、土地価格の高騰により借上料の追加計上をしております。七目・空港費で庭園管理の賃金の計上でございます。二項・徴税費で五十六万八千円の減額、三項・戸籍住民基本台帳費百二十九万九千円の減額、五項・統計調査費三万六千円の増額、一目・統計調査総務費の報酬で、調査員の調査日数の増加による追加計上をしております。

三款・民生費、一項・社会福祉費で七十六万九千円を減額、二項・児童福祉費七十九万五千円の増額、一目・児童福祉総務費で、次世代育成支援対策推進法の施行により、地域行動計画策定の調査が必要になったための委託料の計上でございます。三目・児童福祉施設費で、児童数の増加に伴い臨時保育士の賃金を追加計上しております。

四款・衛生費、一項・保健衛生費三百九十三万八千円の減額、一目・保健衛生総務費で、国保診療所特別会計繰出金の離島医師確保補助金分と赤字補填分の減額、三目・環境衛生費で、雨漏り等による葬斎場屋根防水工事を計上、四目・健康増進費で、健康診査の精算による委託料の減額でございます。二目・清掃費で七百六十四万一千円の減額、一目・塵芥処理費でスクラップ処理委託料を減額しております。

五款・農林水産業費、一項・農業費で一千九百九十万六千円の減額は、三目・農業振興費で、経営構造対策事業の補助金と担い手公社に対する出資金の減額、四目・畜産業費で、県の割り当て頭数の減による基金積立金の減額でございます。二項・林業費で百六十八万四千円は、松くい虫防除事業に係る賃金を追加計上しております。三項・水産業費、六千三百二十九万六千円の減額は、五目・漁港建設費で、事業内容の変更と入札残による工事請負費の減額でございます。

六款、一項・商工費で一千六万六千円を計上しております。

七款・土木費、一項・土木管理費で三百十二万五千円の減額、二項・道路橋梁費で百五十万円の減額は、工法変更によるものがございます。三目・住宅費で七十万円の増額は、小浜住宅の白蟻駆除で天井部分の追加を計上しております。

八款、一項・消防費二十六万八千円の減額は、十分団消防詰所の雨漏りがひどいため、屋根の葺替えの修繕料の計上と、七分団消防ポンプ車の入札残による減額でございます。

九款・教育費、一項・教育総務費五十一万六千円の減額、六項・幼稚園費五十四万六千円の減額、七項・社会教育費六万円の減額でございます。

十二款・諸支出金、二項・特別会計繰出金で五百万円の減額をしております。

十三款、一項・予備費五百三十五万二千円を減額し、予備費総額を五百八十六万八千円いたしました。

以上で、平成十五年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）に係る補正予算の概要をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休憩	午後	一時	三十七分	—
—	再開	午後	一時	五十三分	—

総務課長

議長（近藤一輝） 再開します。

総務課長（大黒泰三） 先ほど、提案理由の中で、二項の固定資産税で二百八十一万九千円の増額分を、「減額」と言っておりますので、増額に訂正のほどお願いします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・町 税

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十一款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十二款・県支出金

伊藤議員

八番（伊藤忠之） 二項の四目、農林水産業の県補助金で、一節・農業費補助金、これで、先ほど総務課長の大体の説明で解かりましたけれども、もう少し詳しく聞きたいと思えますので…。

十頁の下から二番目の、畜産振興総合対策事業費の減額の理由と、それから十一頁の、ながさき「食と農」支援事業の補助金の中で、市場流通型対応強化支援ということの一応事業の内容を、ご説明をお願いします。

議長（近藤一輝） 農林課長

農林課長（中谷 功） お答えいたします。

畜産振興総合対策事業補助金でございますけれども、これは家畜導入事業資金供給事業の積立金をいたしているわけでございます。これが五百八十八万八千円、それと畜産振興総合対策推進指導事業と言いまして、これはソフト事業ですけれども、これの十五万円の減額でございます。

家畜導入事業資金の供給事業の積立金につきましては、現在、四十九頭の積立金がございます。県の方向といたしまして、翌年度の上半期までを見込んで積み立てをしていただきたいと、いうふうなことでございまして今年度四十頭、翌年度の上半期を十五頭、合わせて五十五頭分の、五百七万五千九百九十九円を積み立てるものがございます。

そのために今年度七十頭分、六百四十四万円の予算計上をいたしておりましたけれども、六頭分の五十五万二千円を積み立てることにいたしましたので、六十四頭分の五百八十八万八千円を、減額補正をいたすというものでございます。

それから、ながさき「食と農」支援事業費補助金（市場流通型対応強化支援）の二百三十万七千円でございますけれども、この事業の内容にいたしましては、大島地区に予冷库を一箇所、これは予冷库が一六・五平方メートルでございます。

それと、フェリーコンテナ二十台及び保冷アルミカバーを二十枚の導入を図るものがございます。これは事業主体が農協でございます。このことによりまして、大島地区におきましては、荒天時の出荷調整、貯蔵が可能となります。

また、サヤエンドウ、実エンドウ、ブロッコリー、アスパラ等の農産物の小値賀から佐世保までの海上輸送、佐世保においての陸上輸送・積み込みまでの間における、温度による劣化防止によりまして品質保持が図られるということになります。

議長（近藤一輝） 伊藤議員

八番（伊藤忠之） ただ今の説明の中で補助率がですね、大体、普通一般農業関係は補助率が三分の一、大体一般的になっ

ておりますけれども、補助率の説明と、それからこの大島地区に対しての荷物を運ぶアルミホイルのあれに關しましては、結局、農協が主体的にやっているといることとありますので、現在、出荷体制の調整をですね、ほんと今後農協が主体となつてやることになりますけれども、品質の管理ですね、それとか例えば、実エンドウとかブロッコリーを持って行った場合の品質の検査なども、ひとつ厳しくしていただくように執行部としてもよろしくお願いしたいと思います。

五分の二の、多分補助率と思いますけれども、その説明もお願いします。

議長（近藤一輝） 農林課長

農林課長（中谷 功） 失礼いたしました。

ながさき「食と農」の支援事業につきましては、事業費が六百五万六千円、補助率が五分の二でございます。

それから出荷体制の品質管理につきましては、私も機会ある毎に農協等との連携を図りながら、要望等をいたしておりますし、今後ともその方向で農協の方にも意見としては言うべきところは言うていきたいと、いうふうに思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

一番（加山雅徳） 同じく、十二款・県支出金の二項、四目の中の三節・水産業費補助金、これで内容がいろんな事業等で四千百五十九万ですか、減額になってますけど、特に前方漁港、浜津漁港、こちら辺の内訳をちょっとお願いいたします。

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏） ご説明申し上げます。

これが大きな減額になっておりますけれども、今ご質問の前方漁港、それから浜津漁港、これの減額の大きな要因といたしましては、議員もご承知かと思えますけれども、浮体式栈橋、一番近いところで申しませば、近浦ですね、近浦の方にFRP式の栈橋を設けておりますけれども、その浮体式の栈橋を前方の筒井浦、それから浜津の方にも今年度設置する予定でございましたけれども、その認可設計等が八月二十七日でしたか、それが出来上がりました、その浮体式栈橋を設置するに当たりまして、荷揚げ場の財産処分申請をして許可を受けなければいけませんで、それが十月の申請時点で認可書を付けられないということもありまして、それでその浮体式の栈橋を十六年度にまわしまして、今付いてる予算、ちよつと補助率が違いますけれども、決定を受けました事業費が前方、それから浜津、柳が同じ名称でございますので、その中で振り分けて操作をしまして、浮体式栈橋の分に係る分を柳の方にまわさせていただいて、柳の方は増額にさせていただいております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） ただ今の質問に、歳出の方でお尋ねしようかと思っただけでも、事業費関係が今ここで上げられませんでしたので、補助金についてですね、ちゅうのは、最初の当初予算ですね、見積りが少し過大であったちゅうことですか、余りにも差額があるもんですからね…、そういうことですか。

それとも、こういうふうに補助金はこの位ですみますけども、事業費で相当な落ちがあつてゐるような感じがするんですね、で、事業費の方で、二十七頁の工事請負費の方で聞こうと思ちよつたんですけども、今それに関連した回答がありましたのでお尋ねします。

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏） お答えいたします。

当初の予算要求がですね、二月に行いますけども、その要求額で当初予算組んでおりますけども、前方、浜津、それから柳ですね、これが水産物供給基盤整備事業ということで、当初では二億六千六百万円を要求いたしておりましたところが、交付決定を受けましたのはそれが四千万少なくて、この地域水産物供給事業で認められましたのが、二億二千六百万で四千万少なくて事業費がなっております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

黒崎議員

十一番（黒崎政美） 県補助金についてお尋ねします。

土地利用型の農業定着促進事業費補助金とありますのは、私が一般質問のときに話したやつですかね、農業関係の十万元の補助金じゃないですね、どっちかよく判りませんので…。

議長（近藤一輝） 農林課長

農林課長（中谷 功） お答えいたします。

この十万元減額につきましては、黒崎議員さん一般質問で言われました、小学校五年生を対象にいたしております、稲作体験学習の分でございます。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） ならばですよ、だから稲作体験が駄目だったら、他の作物に替えるっていう考え方はなかったのかで

すね、稲作がどうしても駄目だったんなら、時期をずらしてでも他の作物でもいいんじゃないかと、いうふうには考えませんが…。

確かこれ、県補助金二十万円やったですけど、その半分、農協と学校の分やったですね、だからそういう働きかけ、せっかく県補助金をいただいて、うちも確か一般財源が十一万付けとったはずですから、これも四月の当初予算でそういうふうになったと、それが駄目だったら他の作物はどうなのかっていう働きかけ、学校に対する、それはありましたか。

議長（近藤一輝） 農林課長

農林課長（中谷 功） お答えいたします。

私どもできるだけ、このような農業とふれあうという、要するに食育ということで、私ども日頃から思っております。そのようなことで、学校から本年度は「出来ない」というふうなことでお話がありましたけれども、他の作物として取り組む物がございましたら、取り組みたいと思いついて学校の方にはその旨、お話をいたしておりました。

農林課として先ほども言いましたように、農作業の体験を通しての農業に親しむ、それから収穫の喜び、それに基づく形の物を知るということ、地域に根ざした学習と言いますか、そういうものを考えておりますので、一般質問でありましたけれども、今後も教育委員会と連携を図りながら取り組んでいきたいというふうに思います。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） 学校と担当課とはそういうやり取りがあつたと、学校の方があまり積極的じゃなかったと、そういう事実が判明したわけです。

これを聞いて教育長はどのように思い、どのようなことをやろうと、学校に対して…。
今、思われているかお尋ねします。

議長（近藤一輝） 教育長

教育長（巖 充也） 午前中のところでも多少お話しましたが、そのようなことを当然学校の方とはですね、情報のやり取り、当然、校長・教頭の会議もありますので、積極的に働きかけはしていきたいと思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

十一番（黒崎政美） 議長、休憩をお願いします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) しばらく休憩します。

	休憩	午後	二時	十二分	
	再開	午後	二時	十四分	

議長(近藤一輝) 再開します。

教育長

教育長(巖 充也) ただ今の行政側のですね、声を学校の方にもですね、十分に伝えまして、よく協議をしまして先ほど答弁したように積極的に対応して行きたい。

当然、委員会としてもこのような問題をかけてですね、委員会の中でも討議はしていきます。
以上です。

議長(近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第十五款・繰入金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第十七款・諸収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第十八款・町債

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 歳出に移ります。

第一款・議会費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第二款・総務費

岩坪議員

七番(岩坪義光) 一般管理費の二十二節、交通災害見舞金、総務課長が何か脊髄損傷のため、その見舞金とか何か言いましたけども、県や業者の対応と、また今後こういうふうな事故があると思われまますので、今後の対応はどういうふうに考え

ちよつとでしようか。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） この件につきましては、業者の方がですね、迂回路を出してない、それで被害者と斑の住民の方には迂回路が出ていたということでも色々問題があったわけでございますけれども、一応、当初、町と県とを告訴をするというようなこともありまして、その当時の水産と建設課長がちょうど道路と漁港のエプロンの部分のですね、事故があったということで、二人で県の町村組合の弁護士に相談をいたしましたところ、町の責任はですね、裁判にかけたらどういふふうになるか分からないけれども、当然、金額にいたしましたして大体六十万ぐらいあるだろうということでもございました。

そういうことで県にも行ったわけでございますけれども、事故当日はですね、迂回路がなかったということで、その時に県の方がですね、技師の方が検査に来ていたわけでございますけれども、そういう事件すら知らなかったということで、県の方に色々お願いしたわけでございますけれども、県の方では迂回路を出したかも分からないということで、県の方が業者の方を呼びまして聞きましたら、一五〇％出してないということでも、そういうことで一応県はですね、報告もなかったし、その後告訴もないということでも、まあ告訴を取り下げたのは、町の方がですね、一応管理責任もあるし、エプロンのグレーチングが前日まであったのに誰かが盗っていったというようなことで、町の方にいたしましたしては、その当時早く見舞いに行けば、こういう金額で済まずにすんだんではないかとは思いますが、ちよつと感情がこじれまして、バイクの損料分と、それから入院費、それから通院の分を合わせましてですね、六十万位までは出すのが妥当ではないかということで今回六十万という金額を上げております。

今後の対応といたしまして、十二分に工事に関しましては厳しく指導して行きたいと思っておりますし、こういう事件があった場合には速やかにですね、対策を立てたいというふうに考えております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

八番（伊藤忠之） ただ今の件で質問させていただきます。

あすこは町長もご存知のとおりですね、浜津の遊園地にもなっております。最近、子供達がよく自転車でサッカーとかソフボールをやっております。で、これはですね、この事件があつてからでも何の処置もしてないと、ただ鉄筋を打ってロープを張ってる状態で今また草が生えてですね、側溝が見えないような状態になっております。

それで、できるだけ早い対応を執るちゅうことですけども、具体的にもう少し突っ込んで述べていたいただきたいと思います。それで、あそこは終末処理場をですね、造る予定である道路も造ったはずですので、もう今浜津の終末処理場も笛吹の方でやるようになってますので、その工事の関係上ですね、できるだけ早く、ほんとにできるだけ早く、その具体策をもう少し詳しく述べていただきたいと思えます。

そうしないと、子供のまた事故が起きるともかぎりませんよ、そこをよろしく願います。

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏） 私の方から答弁させていただきます。

今、町長が述べました事故の箇所は、私が異動しまして暫くしてから事故があったということ聞きまして、「どこでか」という疑問もありまして現場まで行きました。

それで、議員さんおっしゃるように鉄筋打って水叩き分止めてますよね、止めますので、早急に対応しなければならぬんですけども、とにかくグレーチングやら、あそこ全部塞いで危なくないようにしなければならぬということは重々解っております。

出来れば、今年にでもグレーチングやら、ないところを塞いでしまいたいなというふうに思ってますけども、予算的なこともありますし、今年出来れば全部してしまいたいと思えますけども、全部出来なければ来年早々にでも、というふうに思っております。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） 今の水産商工課長のお話だと、グレーチング何だりして塞いでしまうと、とんでもない話です。あのエプロンは道路ではありません。パラペットを超えてきた水を、だから態と区間に穴ば開けとるわけですよ、交通止めするのが一番ですよ、とんでもない話です。エプロンとしての機能を果さなくなります。とんでもない話です、あそこを蓋せたり何だりするうち、それはもうちよつと考えて答弁してほしいですね、絶対にあそこは交通止めしなければならぬ所です。道路としては認められません。エプロンは飛び超えた海水を…、だからあそこには元々蓋がなかわけです。

だから交通止めに即すべきです。金は要りませんよ。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

議長（近藤一輝） 再開します。

水産商工課長（筒井英敏） お答えいたします。

私の、先ほどの答弁が側溝を塞ぐというふうに申し上げまして誠に申し訳ございません。

水叩きの脇の側溝の所でございますけれども、グレーチングであれば越波した水は受けるということでございますので、塞ぐという意味ではなくて、グレーチングをして越波した波は受けるようにいたしましたして、聞くところによりますと、地区事業の時にも通ったりするというのもございますので、交通止めはいたしませんで、できる限り交通安全の対策には努めさせていただきます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

一番（加山雅徳） 今につけて水産商工課長にちよつとお願いをします。

先ほどもちよつと話があったとおり、道路ではないわけですから、車両の通行止めという看板等は出しとった方がいいんじゃないでしょうかね、

まあ人間は通つてよかでしょうけど、そういう案内板ちゆうか、あれは出しとった方がいいと思いますけど…。

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏） ご指摘、誠にありがとうございます。

看板は是非出さしていただきたいと思しますので、「車両は出来るだけの通行はご遠慮下さい」という看板の設置をさせていただきます。

議長（近藤一輝） 総務費、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・民生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

休憩	午後 二時 二十五分
再開	午後 二時 三十五分

水産商工課長

議長（近藤一輝） 第四款・衛生費

松永議員

六番（松永勇治） 提案理由の中で説明があつたとは思つてゐるんですけども、ちよつと私が聞き延ばしましたので…。

保健衛生総務費、一目の二十八節の繰出金、国保診療所特別会計繰り出しですね、九百八十万円の減の、その理由をまあ一度聞かせて下さい。

議長（近藤一輝） 診療所事務長

診療所事務長（吉元勝信） お答えいたします。

提案理由でもご説明がありましたように、医師が一名減になっておりますので、その分の県補助金の分が百八十万減でございます。残りの八百万につきましては、診療報酬が伸びておりますので、赤字補填という、そういった一般会計繰入金の部分をお八百万円減額いたしております。

その分ではよろしいでしょうか。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） それで今解かりましたけどもね、医師一名の減による繰り出しが少なくなるということでございますが、そうすると今度、診療所の事務長がお答えになりましたので、ついでお聞きしときますけども、今度の補正で診療所会計ではこの分についての措置をされとるわけですね…、解かりました。

議長（近藤一輝） 診療所事務長

診療所事務長（吉元勝信） お答えいたします。

その分につきましては、診療所の補正予算（第二号）で計上させていただいております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

土川議員

二番（土川重佳） 第二項の清掃費の十三節で、スクラップ処理委託料、この七百万が減額となっておりますが、西目の最終処分場ですかね、車など色々ありますけど、今現在、ちよつと見た目に景観と言いますか、大変悪うございます。

その処置はどのようにやっているのか、去年並にやっているのか、今年はどういうふうな対応をしておられるのか、ちよつとお伺いいたします。

議長（近藤一輝） 町長

町長（山田憲道） お答えいたします。

例年でありますとスクラップの量をですね、定めないとはいいますか、随契というような感じで今までがしてきたわけでございますけれども、今見まして、あそこは大体スクラップ置き場としてある程度確保している所でございます。

来年の四月になってですね、どの位の量が出るのか、そういうのをですね、四社か五社の方に来ていただきまして見積もりをしてもらおうと、入札ですね、そういうことで考えております。

そういうことで、予算がなかったものですから、この七百万を削りまして葬斎場の補修のですね、七百五十万にちょっと充てたということでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 一項、三目の、先ほど町長が言われましたが、環境衛生費の十五節・工事請負費で七百五十万、葬斎場屋根防水工事ということでございますけれども、町長も申されましたが、以前、議会においてもこの問題については、かなり前から指摘をしております、前の総務の委員会でも現場を見に行つて、これは早く処置しなけりやいけないと言いながらなかなかやってもえなかつたし、それから一般質問でも前議員でございます、山本議員がこれを指摘したのにも関わらず、なかなかやっていただけなかつたのを、ここにきてやっとこさ予算計上出来たということは大変嬉しく思います。

がしかしですね、その時に防水箇所を調べてもよく判らないと、どこが漏れてるのか判らん、ということですね、我々は聞いておりました。でなければ、なかなか処置が出来ないというふうなことでありましたし、それを全面的にやり替えるすると、一千万円以上かかるというふうな説明を私達は聞いておりました。七百五十万で出来るといふことになると、どこまでの防水工事なのかということも心配になりますし、或いは防水の箇所が、こつから漏れてるという状況をちゃんと掴んだのかどうかということも気になります。

併せてこの内容をお伺いをいたします。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

防水の復旧工事なんですけど、これは勾配部、それと下段の屋根部ですけど、全部合わせて約七百二十二平方メートルほどになります。これの全面張り替えと言いますか、全面復旧でございます。

それとルーフレインが通つてます谷樋ですね、あれが以前発砲ウレタンの塗膜防水でやってたんですけど、今回は塗膜防水ではちよつと鳥の被害ですかね、多分鳥と思いますけど、鳥による被害ではないとは思うんですけど、鳥による被害が発生しておりますので、今回は勾配部についてはですね、ポリシートに塩ビを複合したですね、複合シート、これを用いまして厚みが二・五ミリほどあるんですけど、これを密着工法と言ひまして樹脂モルタルを先ず塗りまして、全部剥がしてからですけど、樹脂モルタルを塗りまして、その上に複合シート、塩ビシートですけど、それを張りまして復旧しようと考えております。

漏水箇所ですけど、一箇所はですね、ルーフレインの箇所が長年の土砂の堆積と言ひますか、その谷樋の部分ですけど、塗膜防水だもんですから、十五年経過しておりますので、老朽化しまして、そしてヒビ等がですね、見受けられました。ですから、それからの漏水も考えられますし、また勾配部分の屋根ですね、これも塗膜防水の脱気絶縁工と言ひますけど、それでやった工法だもんですから、どうしても一箇所が破れたらですね、ずうっと斜面を水が走るわけなんです。ですから、漏つてるのは屋根勾配部分と、あとフラットな部分から漏れてることは間違いないと思うんですけど、で、箇所を特定するのがですね、ちよつと難しいもんですから、全面復旧という形になります。

で、工費は一千万じゃなくて、私が一応計算した段階では七百五十万で出来ると考えております。以上です。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） なかなか財政の厳しい折で一所懸命考えてですね、措置をしよう、なるべくこういうのは早く措置した方がですね、後々のためにもいいわけですから、結構なことですので大いに頑張っていたいただきたいと思ひます。

ただ今の説明の中で、土砂等の問題もあるかもしれないということをおっしゃってましたが、そういう問題っていうのは維持管理の問題としてあるだろうと思ひます。

ですから、今度もそういうふうにしてもですね、そうしたものの維持管理をしっかりと行かなければ、また同じようなことが起きる可能性がないとも言えないということで、この屋根の防水工事をやった後においても、そうしたメンテナンスについては是非気を配っていただきたい、ということをおっしゃいます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第五款・農林水産業費

伊藤議員

八番(伊藤忠之) 二十五頁、二項の一目・林業振興費で七節の賃金、松くい虫防除で出ておりますけれども、多分この前の台風で大分傷んでいることも私も承知しております。

だから、場所とですね、それから出来れば平米数をお願いしたいと思います。

議長(近藤一輝) 農林課長

農林課長(中谷 功) お答えいたします。

林業振興費の賃金につきましては、松くい虫防除事業及び松くい虫防除事業の実績によるものと、今年度は松くい虫、松毛虫による被害が多く発生いたしているようでございます。特に一昨年に異常発生いたしました松毛虫被害につきましましては、出来るだけ回復をできる状態の松においては様子を見ておりましたが、立ち枯れの状態になっております。

そのようなことで、今回補正増額をいたすものでございます。

なお、当初、松くい虫におきます特別伐倒駆除三十立方メートル、衛生伐三十立方メートルの、六十立方メートルを予定いたしておりましたが、この発生によりまして衛生伐百立方メートル、そして特別伐倒駆除が県の予算の関係で、衛生伐の方に振り替えられております。そのようなことで、四十立方メートルの増額ということになります。

場所につきましては、もう一円でございますので、特に酷いのが斑地区が酷うございます。

議長(近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第六款・商工費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第七款・土木費

加山議員

一番(加山雅徳) 七款、二項、二目の十五節の工事請負費の減額の百五十万ですか、これについてちよっとお伺いいたします。

これ前回の定例会で、私が堀切橋の件で潮が流れるようにしたらどうかという所の現場だと思っておりますが、これ当初予算が確

か五百万やったと記憶しております。そんな中で、当初予算よりも増額にはならんで、逆に百五十万減額ということで、何か先ほどの総務課長の説明では工法の変更とかという説明やったかと思えます。

それですね、どういうふうな形でこういう減額という、まあ新たな何か特殊な工法でやるもんか、それが一点と、前回の定例会で私がちよつとお話しとつた潮の問題、この二点、ちよつとご説明お願いいたします。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

潮の件ですけど、水産商工課、並びに関係地区会長さんですね、協議いたしました結果、もう別に潮については問題はないということございました。

それと、百五十万の減額補正でございますけど、当初計画しておりました復旧工事計画をですね、再度検討いたしました、出来るだけ安く仕上げるということで、当初はですね、ボックスカルバートで計画しておたわけなんでございますけど、それをコルゲート管、コルゲートパイプですね、あれに変更いたしました。

その結果、約百五十万の減額が可能となっております。

議長（近藤一輝） 加山議員

一番（加山雅徳） 今、コルゲートパイプって言われたのですが、それ強度的に、バスとその道路が大体、最大荷重二十五トン未満の車両が通っても大丈夫なコルゲート管でしょうか。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） コルゲート管も色々種類があるわけでございますけど、今回使用しようとするのはですね、リブ付きの、まあコルゲートは殆んどリブが付いているわけでございますけど、高密度ポリですね、ポリエチレン、あれと金属のですね、複合したやつでございます。これがリブ上と、あとフラット面とのダブル構造になっております。これがですね、この強度なんですけど、ヒューム管の一種、この強度と同程度以上でございます。

ですから、別に構造計算上は問題ないと私は確信しております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

一番（加山雅徳） 因みに耐用年数の方をちよつと教えていただけませんか。

加山議員

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

耐用年数についてはですね、通常の塩ビパイプよりも長い耐用年数でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第八款・消防費

土川議員

二番（土川重佳） 先ほどの総務課長の説明で、十一節です、修繕費の百三十二万二千元ですね、これ十分団と言いましたかね、どこば修繕するのか、ちよつとお願いいたします。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） この修繕料ですけど、大浦の十分団の詰所でございますけど、これは昭和五十四年ぐらいに屋根替えしてるんですけど、瓦の質が悪くてボロボロになっております。それで、屋根の吹き替えを行うということで、四十二平方メートル位ですかね、セメント瓦で替えようと思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

土川議員

二番（土川重佳） ちよつと私もそういう建設の方は詳しくないんですけど、小値賀町の場合、十一箇所ですかね、そういう町の施設が、消防車庫という形であるんですけど、どういうふうに建っていったかちよつと私も年代は調べておりませんが、どういふ査定で一応、十一箇所場所があるでしょうか…、

十分団の車庫がもう今一番古いわけですかね、順番的にみても…。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） 今の質問でございますけど、今、どこの分団が一番古いかということとはちよつと判りませんが、この前の分団長会議の折に、十分団長から「こうこうで雨漏りが酷い。」と、それで屋根の方を見たら、もう破りの部分はみんなクズみたいになっていると、そういうことで「修理をしてほしい。」ちゆうことで、老朽化した部分から順次やっていくということです。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第九款・教育費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十二款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質問願います。

立石議員

十番（立石隆教） 一款の町税、二項・固定資産税でございますが、ここにきて二百八十一万九千円の増額補正でございますけれども、今の時点での補正にしては少し大きいと思います。

中身についての説明を求めます。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（西村久之） お答えをいたします。

この固定資産税につきましてはですね、償却資産の分でありまして、申告もれを発見しましたので、申告もれによる法人一件分の五ヶ年分を計上いたしております。それに伴う延滞金とか加算金は計算には入れておりません。

どういふことかと言いますと、上司にも相談しまして、まあ故意ではなかったということで、一応延滞金とか加算金は取らないようにして五ヶ年分遡って徴収するというところで、二百八十一万九千円を予算計上いたしております。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） そういうものをチェック出来なければ、こういう金額はなかなか税収として上がらなかったわけですから、大いに結構なことですから、きちつとした法律に則って払うべきものはしっかり払ってもらおうと、いうようなことにおいては、そうした漏れについてのチェックをするということは大変結構です。

大いに今後もやっていただきたいというふうに思います。

しかしながら、実は我々も今度は払う側として平戸税務署に対しての問題があります。

その問題は、しつかりと延滞金を払わされております。それは我々は故意にやったわけではない、のに関わらず払わされてる、状況は一緒だ、というふうに思うんです。

我々も払う側に立ちますと、心情的には良く解かります。何で延滞料ばつけるんだと、いうふうに思います。がしかし、片っ方では延滞料払つといて、片っ方ではとらないっていうこともまた我々とすれば、いいのかなあと、矛盾がそこに生じないのかなあと、いうことを思いますが、担当としてはどう思いますか。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（西村久之） 私個人としましては、延滞金は規則に則って取るのが当然だとは思っておりますけども、その内容を精査したときにですね、その法人と言いますのは、税理士さんが殆んど申告関係をやっておりまして、本社とうちに事務所がありますんですけども、本社の方にはきっちり出しております。その内容はですね…、

それで全部出しているものと、その事業所は思ってたらくてですね、よく話を聞いてみますと、本社の方で全部申告をしているから、うちの方は関係ないというような感覚をもってたらくてですね、よく話を聞いてみますと、本社の方で全部申告をう経費も引かれておりますので、償却資産のある所在地で申告するのが当たり前でございますので、その点に則って計算をさせていただきまして、まあ当初は今年の分だけでようはなかか、というふうな話もあったんですけども、いや、法に則って時効が五年ですので、五年間遡らせていただきますということで、五年分を徴収するというところで話をつけた次第でございます。本来ならば、これに伴う延滞金とか加算金は当然取るべきだなあと思っておりますけども、今回の場合と言いますか、全然本人に悪気がないと言いますか、悪質ではないと、まあ故意ではないと、全然気づいておりませんでしたので、そういうことを上司と相談しましてですね、その加算金と延滞金は取らずに五年分の本税だけを徴収すると、いうことではなかった。

以上です。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休憩	午後	三時	六分	—
—	再開	午後	三時	七分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

町長

町長（山田憲道） お答えをいたします。

税務課長から、こういうことがあつてるといふことは聞いたわけですが、延滞金いろいろがですね、果して取るべきかということと話しまして、悪意ではないし、もちろん五年分も払うということでございますので、今回だけはそんなら延滞金なんかは取らないで、「笑って納税」でお願いしたいということで、そういうことで延滞金は取っておりません。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六十九号、平成十五年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第六十九号、平成十五年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(近藤一輝) 起立全員です。

したがって、議案第六十九号、平成十五年度小値賀町一般会計補正予算(第四号)は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第七十四号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(近藤一輝) 本件について提案理由の説明を求めます。

水産商工課長

水産商工課長(筒井英敏) 議案第七十四号についてご説明申し上げます。

小値賀漁港漁村コミュニティ基盤整備工事(小値賀港ターミナル新築工事)の工事請負契約変更については、地方自治法第九十六条第一項第五号、並びに小値賀町の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、本案を提案するものでございます。

その内容についてご説明いたします。

本工事の現契約金額は、二億二千三百二十五千円ですが、工事にあたり建物を支持する地盤までの杭打ち、三十四本、平均九・二メートルの全杭長三百十二・八メートルの設計といたしておりましたが、浅い地盤での十分な支持力が出ましたので、平均七・七五メートル、全杭長二百六十三・七メートルに設計変更し、二百二十七万八千五百円を減額し、契約金額を二億二千八十四万六千五百円に変更しようとするものでございます。

なお、現在の工事は予定どおりの進捗状況で、十二月末には約六〇%の進捗の予定でございします。以上、提案理由をご説明申し上げます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長(近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七十四号、工事請負契約の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第七十四号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第九、小値賀町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

おはかりします。

選挙の方法については、指名推薦にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

おはかりします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

小値賀町選挙管理委員会委員には、古川又男さん、田中比古右さん、井上康己さん、吉野喜昭さん、以上の方を指名します。

同じく補充員に、一番・貞方忠義さん、二番・松崎健治さん、三番・浦 俊一郎さん、四番・山田泰弘さん、以上の方を指名します。

おはかりします。

ただいま、議長が指名しました委員に、古川又男さん、田中比古右さん、井上康己さん、吉野喜昭さんを選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

おはかりします。

先ほど、議長において指名しました補充員に、一番・貞方忠義さん、二番・松崎健治さん、三番・浦 俊一郎さん、四番・山田泰弘さんを選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、以上の方が順番のとおり、選挙管理委員会補充員に当選されました。
以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日は、午前九時三十分より開議します。

― 午後 三時 十六分 散会 ―